

町立こども園における警報発令時の保育実施について

令和6年4月1日 北方町教育委員会

標記について、以下のとおりとします。なお、対象となる警報は「**すべての警報（特別警報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報）**」となりますので、よろしくお願いいたします。

つきましては、園児の安全確保を最優先にした対応を原則としますので、保護者や地域の皆様には、ご自身の安全に配慮した上で、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

- (1) 午前7時の時点で警報が発令されている場合は次のとおりとします。
 - ・ 自宅待機とする。
 - ※ 各家庭においては、テレビやインターネット等で警報が発令されているかどうか随時確認するなど、最新の情報収集に努めてください。
- (2) 午前7時より午前11時までに警報が解除された場合は次のとおりとします。
 - ・ 解除後1時間後より保育を開始します。
- (3) 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は次のとおりとします。
 - ・ 休園とする。
- (4) 登園後に警報が発令された場合は、こども園・教育関係諸機関が連絡を取合い、次のように対処します。
 - ・ 危険が予想される場合は、降園を見合わせ、園に待機する。
 - ・ 必要に応じて保護者へ出迎えを要請し、保護者への引き渡しにより降園する。

保護者の皆様へ

- ※ 気象状況により、休業等が心配される場合は、休業予定日の前日正午をめぐり、給食を中止する措置をとることがあります。その際は、各自弁当を持参していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。
- ※ 警報が発令されていなくても、今後、警報・記録的短時間大雨（大雪）情報の発表が予見される場合、気象状況や道路・交通の状況等を判断して、自宅待機・臨時休業・保育打ち切り等の対応をすることがあります。
- ※ 降園に際しては、給食を食べずに降園することもあります。
- ※ 対応の際は、「すぐーる」等を使い、各家庭（保護者）に連絡します。

●ここでの「警報」とは、岐阜地方気象台からの警報発令であり、「北方町」に警報が発令された場合とします。